

# 教育委員会等による学校への支援

## 指導主事に関する職務規定

### ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(抄)

(指導主事その他の職員)

第18条 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会(以下「市町村委員会」という。)の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)をいう。以下同じ。)における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校(地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。)の教員(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。)をもつて充てることができる。

5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

7 第1項及び第2項の職員は、教育委員会が任命する。

8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。

9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

# 市町村教委事務局の職種別本務職員数

区 分	17年度	19年度	21年度	23年度	(構成比)	25年度	(構成比)	(増減)
	人	人	人	人	%	人	%	人
総 数	58,409	55,803	54,426	54,280	(100.0)	53,583	(100.0)	△697
増 減	△2,503	△2,606	△1,377	△146		△697		
対前回伸び率	△4.1%	△4.5%	△2.5%	△0.3%		△1.3%		
指 導 主 事	3,795	4,177	4,428	4,579	(8.4)	4,720	(8.8)	141
充て指導主事	1,138	1,168	1,189	1,417	(2.6)	1,399	(2.6)	△18
社会教育主事	2,124	1,696	1,504	1,366	(2.5)	1,292	(2.4)	△74
派遣社会教育主事	735	424	248	154	(0.3)	140	(0.3)	△14
社会教育主事補	102	61	40	47	(0.1)	25	(0.0)	△22
事 務 職 員	46,050	44,048	42,873	42,246	(77.8)	41,695	(77.8)	△551
技 術 職 員	2,741	2,655	2,597	2,759	(5.1)	2,738	(5.1)	△21
労 務 職 員	1,724	1,574	1,547	1,712	(3.2)	1,574	(2.9)	△138

(注)「派遣社会教育主事」については、派遣された市町村教育委員会段階の延べ人数である。  
このため、都道府県教育委員会段階の実人数で把握した7ページとその数値が異なる。

(出典)平成25年度 教育行政調査(文部科学省)

# 市町村教委の指導主事等の配置状況(平成25年度)

区 分	市 町 村 教育委員会数	本務職員を置く教育委員会		指導主事を置く教育委員会		充て指導主事を置く教育委員会		指導主事・充て指導主事を置く教育委員会		社会教育主事を置く教育委員会	
		配置率	配置教委 当たり 平均人数	配置率	配置教委 当たり 平均人数	配置率	配置教委 当たり 平均人数	配置率	配置教委 当たり 平均人数	配置率	配置教委 当たり 平均人数
		%	人	%	人	%	人	%	人	%	人
総 数	1,819	98.9	29.8	52.3	5.0	14.3	5.4	63.3	5.3	42.4	1.7
50万人以上	34	100.0	198.6	67.6	38.4	47.1	30.3	97.1	41.4	64.7	3.7
30万人以上50万人未満	49	100.0	105.4	77.6	17.0	34.7	9.9	100.0	16.6	57.1	2.3
10万人以上30万人未満	203	100.0	65.3	77.3	8.6	28.6	6.4	99.5	8.5	57.6	1.9
5万人以上10万人未満	271	100.0	39.6	74.5	4.2	21.0	3.3	89.7	4.3	48.7	1.9
3万人以上5万人未満	245	100.0	27.3	72.2	2.8	17.1	2.1	83.7	2.8	48.2	1.5
1万5千人以上3万人未満	302	100.0	17.2	53.0	1.6	12.3	1.6	63.6	1.6	38.4	1.5
8千人以上1万5千人未満	230	100.0	11.7	43.0	1.3	5.2	1.3	47.8	1.3	37.8	1.4
5千人以上8千人未満	166	100.0	8.7	36.1	1.1	4.8	1.1	40.4	1.1	36.7	1.3
5千人未満	237	100.0	5.8	11.4	1.0	5.5	1.1	16.9	1.0	36.7	1.3
一部事務組合	79	74.7	4.2	8.9	2.6	1.3	2.0	10.1	2.5	3.8	1.7
共同設置教育委員会	1	100.0	12.0	100.0	2.0	—	—	100.0	2.0	100.0	3
広域連合教育委員会	2	100.0	9.5	50.0	2.0	—	—	50.0	2.0	—	—

(出典)平成25年度 教育行政調査(文部科学省)

# 指導主事等の数別の市町村教委数(平成25年度)

区分	総数	人口 50万人 以上	30万人	10万人	5万人	3万人	1万5千	8千人	5千人	5千人 未満	一部事務 組合	共同設置 教育委員 会	広域連合 教育委員 会	
			以上 50万人 未満	以上 30万人 未満	以上 10万人 未満	以上 5万人 未満	以上 3万人 未満	以上 1万5千 人未満	以上 1万5千 人未満					以上 8千人 未満
指導主事	総数	1,819	34	49	203	271	245	302	230	166	237	79	1	2
	0人	867	11	11	46	69	68	142	131	106	210	72	-	1
	1人	322	1	-	8	19	39	94	73	57	27	4	-	-
	2~3人	260	1	-	14	66	88	61	25	3	-	-	1	1
	4~5人	137	-	1	21	63	44	5	1	-	-	2	-	-
	6人以上	233	21	37	114	54	6	-	-	-	-	1	-	-
指導主事+ 充て指導主事	総数	1,819	34	49	203	271	245	302	230	166	237	79	1	2
	0人	668	1	-	1	28	40	110	120	99	197	71	-	1
	1人	372	-	-	8	21	42	116	80	62	39	4	-	-
	2~3人	313	-	-	20	84	104	67	29	5	1	1	1	1
	4~5人	170	-	2	35	72	51	7	1	-	-	2	-	-
	6人以上	296	33	47	139	66	8	2	-	-	-	1	-	-

(出典)平成25年度 教育行政調査(文部科学省)

164

# 都道府県教委事務局の職種別本務職員数

区分	17年度	19年度	21年度	23年度	(構成比)	25年度	(構成比)	(内 訳)		(増減)
								本 庁	教育事 務所	
	人	人	人	人	%	人	%	人	人	人
総 数	17,440	16,483	15,780	15,561	(100.0)	15,516	(100.0)	11,381	4,135	△45
対前回伸び率	△3.3%	△5.5%	△4.3%	△1.4%		△0.3%				
指 導 主 事	1,364	1,414	1,519	1,575	(10.1)	1,685	(10.9)	1,333	352	110
充 て 指 導 主 事	3,264	3,063	2,888	2,918	(18.8)	2,889	(18.6)	1,504	1,385	△29
社 会 教 育 主 事	700	627	588	583	(3.7)	595	(3.8)	315	280	12
派 遣 社 会 教 育 主 事	675	398	216	149	(1.0)	127	(0.8)	44	83	△22
社 会 教 育 主 事 補	45	31	30	24	(0.2)	38	(0.2)	31	7	14
事 務 職 員	10,527	10,222	9,847	9,667	(62.1)	9,542	(61.5)	7,583	1,959	△125
技 術 職 員	767	656	637	600	(3.9)	600	(3.9)	541	59	-
労 務 職 員	98	72	55	45	(0.3)	40	(0.3)	30	10	△5

(注)「派遣社会教育主事」については、都道府県教育委員会段階で把握した実人数である。

このため、派遣された市町村教育委員会段階の延べ人数で把握した3ページとその数値が異なる。

(出典)平成25年度 教育行政調査(文部科学省)

165

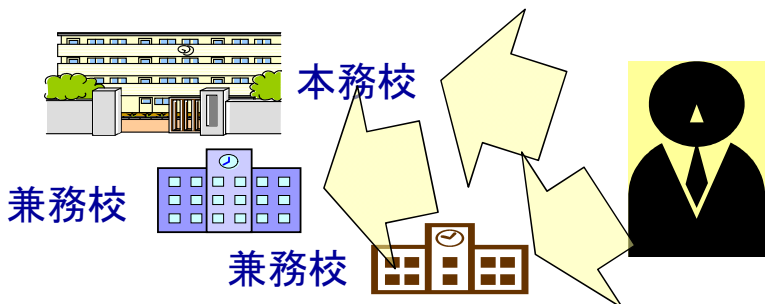
# 指導体制の充実（秋田県の例）

## 小・中学校における教育専門監の活用(H18～)

### 趣旨

教科指導に卓越した力を有する教諭の資質能力を複数の学校に活用し、学校の教育力を高める。

市町村教育委員会から推薦→県教育委員会で認定審査・認定



本務校及び兼務校での  
チーム・ティーチングによる授業実践

教育実践の紹介

市町村各種研修会等の講師

関係教育機関の要請への対応

本務校及び兼務校、当該市町村における  
成果が大きい

↓  
地区の教科の中核的な役割

### H27概要 教科:国、算・数、理、英

	市町村数	専門監数	本務校数	兼任校数
H27	19	33	33	73
H18	4	4	4	9

出典 : 平成27年5月19日 チーム学校作業部会  
秋田県教育長義務教育課 佐藤政策監 提出資料

## 保護者や地域等からの要望等に関する教育委員会における取組

①弁護士や臨床心理士からなる「専門家チーム」を教育委員会に設置して学校を支援  
(21教育委員会)

②保護者等からの苦情対応マニュアルの作成  
(26教育委員会)

(平成22年8月文部科学省調査)

### 取組事例：東京都教育委員会

- ・学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な課題についての相談を受ける、「学校問題解決サポートセンター」を東京都教育相談センター内に開設。
- ・区市町村教育委員会、学校並びに保護者等から相談を受け付け、子供にとって何が大切かを第一に考え、必要に応じて専門家の助言をもとに、公平・中立な立場で対応。
- ・サポートセンターが、解決困難と判断した案件については、当事者の合意のもと、弁護士、精神科医、臨床心理士、警察OBなど専門家で構成するケース会議において当事者双方の意見を聞き、解決策を提示し、和解に向けた支援を行っている。

### 取組事例：香川県教育委員会

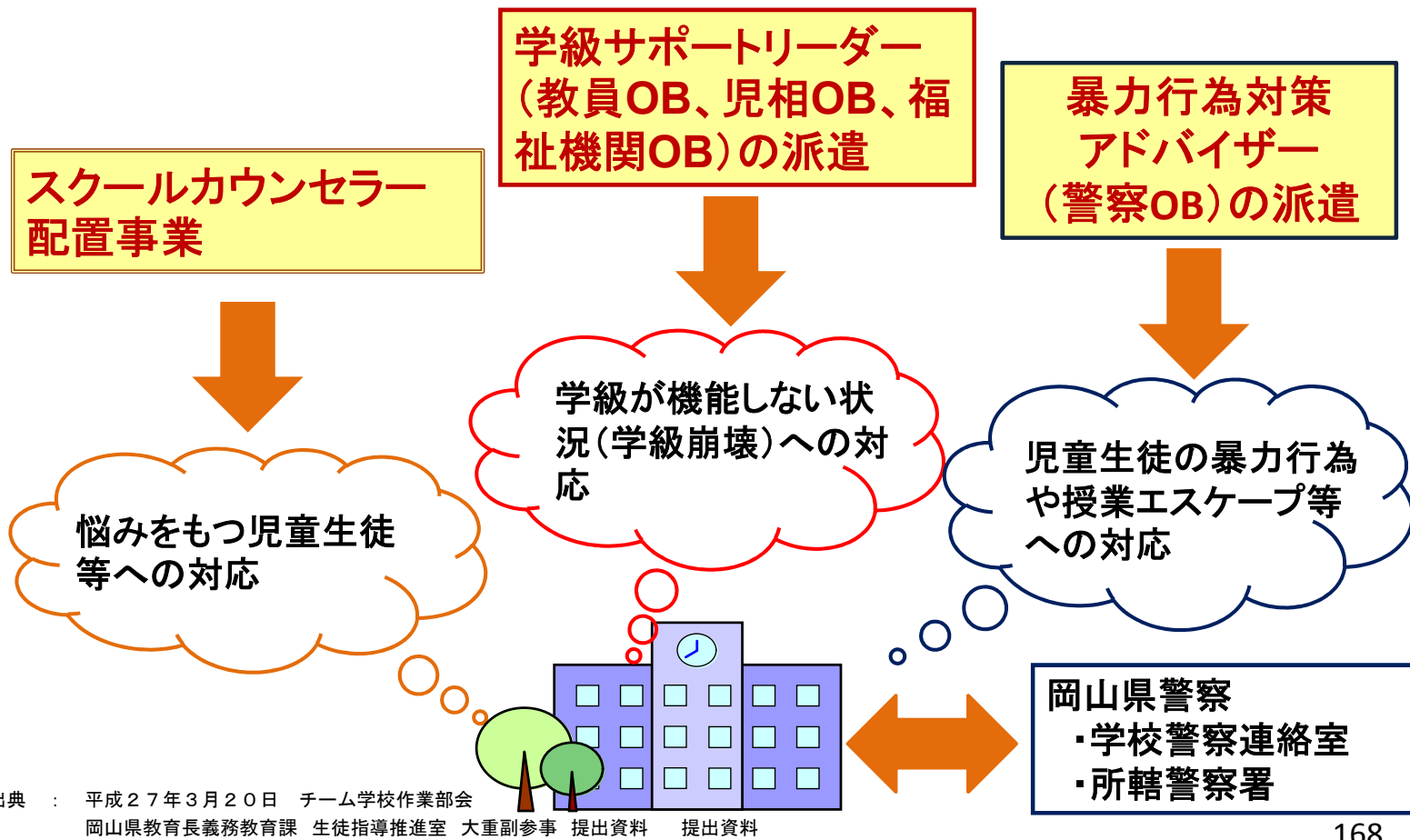
- ・小中学校へのアンケート調査を基に、保護者等からの様々な苦情等の捉え方とその対応の在り方について、教職員向けに研修資料を作成。
- ・実際にあった保護者からの要望や苦情を「わが子中心型」「ネグレクト型」「ノーモラル型」「学校依存型」「権利主張型」の5つのタイプに分類し、対応のポイントを紹介。
- ・組織的な学校運営、保護者等の多様な意見要望への対応など学校が抱える課題の解決にあたる「主幹教諭」を配置し、学校の組織運営の改善と学校支援の拡充を図っている。

#### 苦情等に対する対応期間



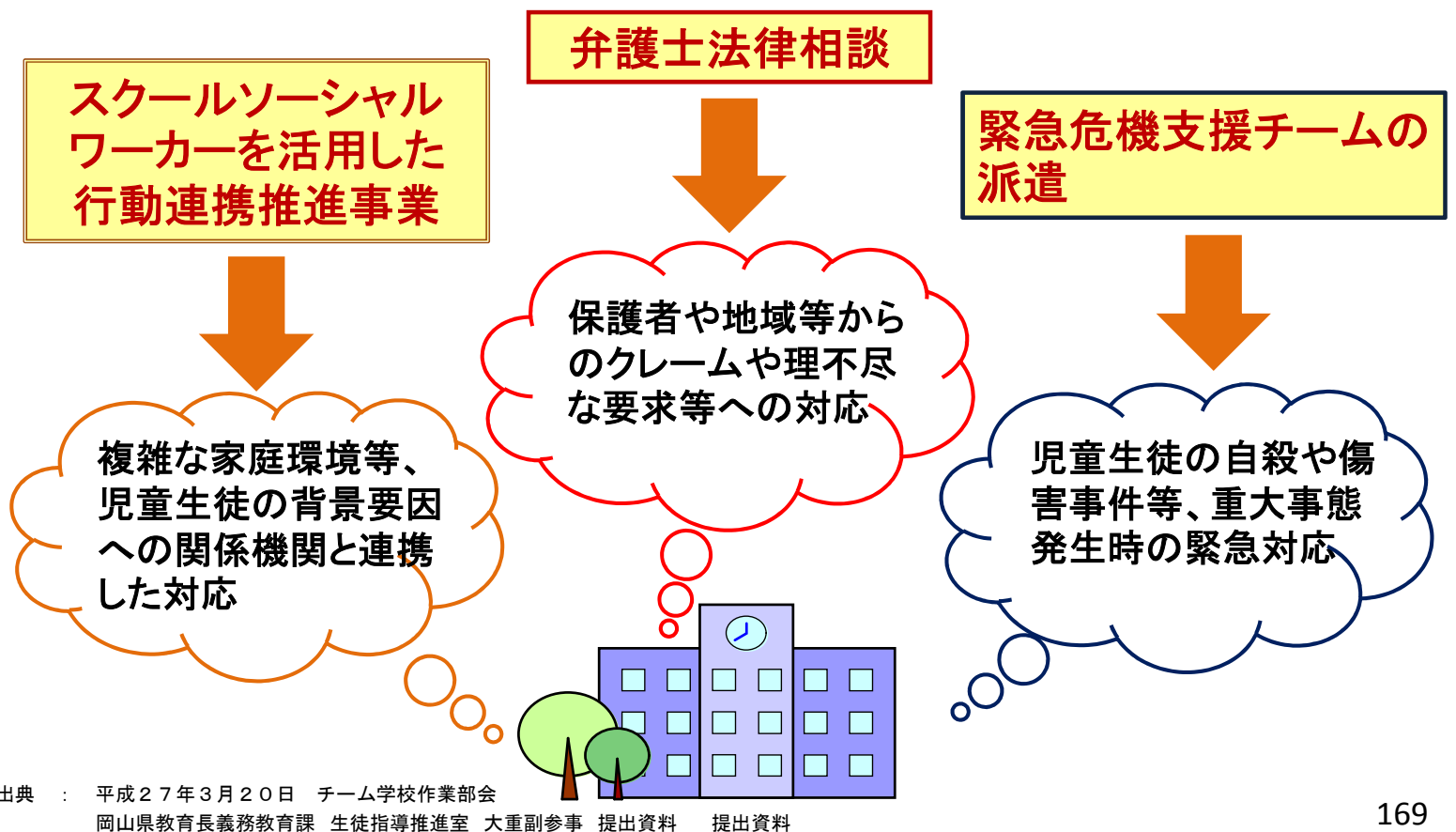
# 専門家を活用した学校等への支援体制（岡山県の例）

～児童生徒等への直接的な対応・支援～



# 専門家を活用した学校等への支援体制（岡山県の例）

～児童生徒や学校を取り巻く背景や重大事態への対応・支援～



## 弁護士法律相談

保護者や地域等からの苦情や不当な要求行為等への対応に苦慮している学校が、弁護士の法に基づく助言により要求等に適切に対応し、教職員が児童生徒への指導に専念できるようにする。（H26年7月事業開始）

- ・ 学校が相談窓口へ電話すれば、担当弁護士から電話がかかってくるシステム。手続きは非常に簡単であり、スピーディーに対応してもらえる。
- ・ 学校（組織）として相談することを前提としているため、校長の判断の下対応するが、相談窓口への電話等は、生徒指導主事等が行う場合もある。
- ・ 相談の内容に応じて担当弁護士が選任され、電話や面談により相談に応じる。
- ・ 弁護士は学校に対して、法を踏まえた適切な対応の在り方について助言する。 ※訴訟を前提としたものではない。
- ・ 県立学校及び市町村立学校に対する教育対象暴力や不当要求等の法的な問題に関する相談に応じる。

出典：平成27年3月20日 チーム学校作業部会

岡山県教育長義務教育課 生徒指導推進室 大重副参事 提出資料 提出資料 170

# 専門家を活用した学校等への支援体制（岡山県の例）

## 事業イメージ（法律相談の手続き等）



出典：平成27年3月20日 チーム学校作業部会

岡山県教育長義務教育課 生徒指導推進室 大重副参事 提出資料 提出資料

## 事業の実績及び課題

### 【実績】

小学校・・・1件 高等学校・・・5件（H27年3月18日現在）

- ・ 利用実績は、現段階においては少ないが、利用した学校からは、「弁護士の助言をもとに、難しい事例に対して自信を持って対応することができた。」という声を聞いている。

### 【課題】

- ・ 事業内容については周知が図られているが、学校には「弁護士に相談するほどの問題かどうか」という迷いがある。
- ・ 市町村立学校は、問題が発生し対応に困った場合には、まず市町村教委に相談し、その際、市町村教委がこれまでの経験に基づいて返答したり、顧問弁護士に相談したりする機会が多く、県教委の法律相談を利用するまでに至らないことが多い。
- ・ 学校に、法律相談のイメージが定着してくれば、活用が広がっていくものと思われる。

出典：平成27年3月20日 チーム学校作業部会  
岡山県教育長義務教育課 生徒指導推進室 大重副参事 提出資料